

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

令和元年 6 月 28 日

金 曜 日

第 4513 号

目 次

条 例	
○富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	2
○地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	5
○富山県森林経営管理支援基金条例	7
○富山県各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償支給条例の一部を改正する条例	8
○富山県手数料条例の一部を改正する条例	9
○行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例	10
○富山県税条例等の一部を改正する条例	11
○大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例	57
○富山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	58
○富山県河川法施行条例の一部を改正する条例	
○富山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	59

条 例

富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、富山県森林経営管理支援基金条例、富山県各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償支給条例の一部を改正する条例、富山県手数料条例の一部を改正する条例、行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例、富山県税条例等の一部を改正する条例、大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例、富山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、富山県河川法施行条例の一部を改正する条例及び富山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年 6 月 28 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県条例第31号

富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第24条第5項の規定及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第2条 この条例において「給与」とは、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員

（以下「第1号会計年度任用職員」という。）にあっては報酬及び期末手当をいい、同項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）にあっては給料並びに初任給調整手当（人事委員会規則で定める者に支給するものに限る。）、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当（以下「各種手当」という。）をいう。

2 報酬は月額、日額又は時間額で定めるものとし、給料は月額で定めるものとする。

(職種の区分)

第3条 会計年度任用職員の職種は、次の各号に掲げるものとし、当該職種に該当する者は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 行政職 一般的な事務又は次号から第4号までに掲げる職種の業務以外の業務に従事する者
- (2) 教育職 教育業務に従事する者
- (3) 医療職 衛生管理業務に従事する者
- (4) 高度専門職 高度かつ専門的な業務に従事する者

2 前項各号に掲げる職種に該当する職は、人事委員会規則で定める。

(第1号会計年度任用職員の報酬)

第4条 第1号会計年度任用職員の報酬の額は、次項から第5項までの規定により算定した報酬の基本額並びに地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する額であって、人事委員会規則で定めるところに

より支給するものの合計額とする。

- 2 月額で報酬を定める第1号会計年度任用職員の報酬の基本額は、基準月額に、当該第1号会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 3 日額で報酬を定める第1号会計年度任用職員の報酬の基本額は、基準月額を21で除して得た額に、当該第1号会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 時間額で報酬を定める第1号会計年度任用職員の報酬の基本額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。
- 5 前3項の「基準月額」とは、前3項の第1号会計年度任用職員をその職務に従事する第2号会計年度任用職員と仮定し、かつ、その第2号会計年度任用職員に第8条の規定を適用した場合の給料の月額と同一の額とする。

(第1号会計年度任用職員の期末手当)

第5条 第1号会計年度任用職員の期末手当は、一般職の常勤の職員の例により支給する。ただし、6月末満の任期を定めて採用された者その他の人事委員会規則で定める者には、期末手当は支給しない。

(第1号会計年度任用職員の通勤等に係る費用弁償)

第6条 第1号会計年度任用職員が勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復するとき、又は職務のため旅行したときは、それらの費用を弁償する。

- 2 費用弁償の額は、一般職の常勤の職員に支給される通勤手当及び旅費の額との権衡を考慮して定める。

(第1号会計年度任用職員の報酬等の特例)

第7条 特別な事情があると認められる第1号会計年度任用職員であって、人事委員会規則で定めるものに対して支給する報酬の基本額その他の報酬、期末手当及び費用弁償については、前3条の規定にかかわらず、人事委員会規則で定める。

(第2号会計年度任用職員の給料等)

第8条 第2号会計年度任用職員の給料は、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に掲げる金額の範囲内において、人事委員会規則で定める基準に従い、任命権者が定める。

- 2 前項の規定により給料を定める場合には、第2号会計年度任用職員の職務の複

雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、一般職の常勤の職員との権衡を考慮して定めなければならない。

- 3 第2号会計年度任用職員の各種手当は、一般職の常勤の職員の例により支給する。ただし、6月未満の任期を定めて採用された者その他の人事委員会規則で定める者には、期末手当は支給しない。

(支給)

第9条 第4条から前条までに規定するもののほか、会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給については、一般職の常勤の職員の例による。ただし、報酬及び給料の支給日は、人事委員会規則で定める。

(人事委員会規則への委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

- 2 富山県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和32年富山県条例第34号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び単純労務職員」を「、単純労務職員及び法第22条の2第1項に掲げる職員」に改め、「県費負担教職員」の次に「(法第22条の2第1項に掲げる職員を除く。)」を加える。

第25条を次のように改める。

第25条 削除

(県職員及び県費負担教職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

- 3 県職員及び県費負担教職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年富山県条例第48号)の一部を次のように改正する。

第4条中「、給料の月額」を「給料の月額」に改め、「加算した額」の次に「、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては報酬の額(富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年富山県条例第31号)第4条第2項から第4項まで又は第7条に規定する報酬の基本額に限る。)」を加える。

別表（第8条関係）

職種	金額
行政職	247,600円
教育職	550,000円
医療職	332,400円
高度専門職	830,000円

(人事課)

富山県条例第32号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例

(富山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 富山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年富山県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「占める職員」の次に「及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例（平成4年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「している職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第8条中「した職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第24条第2号中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

(県職員及び県費負担教職員の分限に関する条例の一部改正)

第3条 県職員及び県費負担教職員の分限に関する条例（昭和26年富山県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期の」とする。

(公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第4条 公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する条例(平成13年富山県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号及び第11条第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される県職員及び県費負担教職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第5条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される県職員及び県費負担教職員の処遇等に関する条例(昭和63年富山県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第6条 富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年富山県条例第61号)の一部を次のように改正する。

第24条中「について」を「の給与は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める給与とし、給与の額及びその支給に関し必要な事項」に、「し、予算の範囲内で給与を支給する」を「して管理者が定めるものとする」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者 給料並びに地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当
- (2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者 給料並びに初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(人 事 課)

富山県条例第33号**富山県森林経営管理支援基金条例**

(設置)

第1条 森林経営管理法（平成30年法律第35号）に基づき市町村が行う森林の経営管理を支援することにより、林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の發揮に資するため、富山県森林経営管理支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算において定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(森林政策課)

富山県条例第34号

富山県各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償支給条例の一部を改正する条例

富山県各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償支給条例（昭和37年富山県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中

日額 10,600
日額 10,600
日額 10,600

を

日額 10,800
日額 10,800
日額 10,800

に、

投票所の投票管理者	日額 12,600	鉄道賃、船賃及び航空賃の額は、旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。	実費額等	-	-	-	-
期日前投票所の投票管理者	日額 11,100						
開票管理者	日額 10,600						
投票所の投票立会人	日額 10,700						

を

投票所の投票管理者	日額 12,800	鉄道賃、船賃及び航空賃の額は、旅費条例の適用を受ける職員	実費額等	-	-	-	-
共通投票所の投票管理者	日額 12,800						
期日前投票所の投票管理者	日額 11,300						

開票管理者	日額 10,800	に準ずる。					
投票所の投票立 会人	日額 10,900						
共通投票所の投 票立会人	日額 10,900						

に、

日額 9,500
日額 8,800
日額 8,800
日額 8,800

を

日額 9,600
日額 8,900
日額 8,900
日額 8,900

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(人 事 課)

富山県条例第35号

富山県手数料条例の一部を改正する条例

富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の2の項中「日本工業規格A列3番」を「日本産業規格A列3番」に改め、同表の10の項中「6,500円」を「6,600円」に、「4,500円」を「4,600円」に、「3,600円」を「3,700円」に改め、同表の46の項中「17,000円」を「18,000円」に改め、同表の65の項中「9,000円」を「9,300円」に、「8,500円」を「8,800円」に、「8,400円」を「8,700円」に、「7,900円」を「8,200円」に改め、同表の66の項中「7,600円」を「7,900円」に、「7,100円」を「7,400円」に、「6,000円」を「6,200円」に、「5,500円」を「5,700円」に改め、同表の76の項中「5,900円」を「6,000円」に、「5,200円」を「5,300円」に改め、同表の77の項中「2,600円」を「2,700円」に改め、同表の78の項中「2,000円」を「2,100円」に改め、同表の100の項中「20,700円」を「21,400円」に、

「20,200円」を「20,900円」に改め、同表の147の項中「20,600円」を「20,700円」に改め、同表の226の項中「8,000円」を「8,100円」に改め、同表の235の項中「17,900円」を「18,200円」に改め、同表の348の項中「19,200円」を「19,300円」に改め、同表の349の項中「17,700円」を「17,900円」に改め、同表の370の項中「8,000円」を「8,100円」に改め、同表の391の項中「第20条の2第13項又は第38条の4第22項」を「第20条の2第14項又は第38条の4第23項」に改め、同表の415の7の項中「8,600円」を「8,700円」に改め、同表の415の8の項及び415の9の項中「11,000円」を「12,000円」に改め、同表の430の項中「6,800円」を「6,900円」に改め、同表の431の2の項中「12,300円」を「12,700円」に改め、同表の436の4の項中「9,700円」を「9,800円」に改め、同表の466の項中「38,000円」を「39,000円」に改める。

別表第3の1の項中「6,500円」を「6,600円」に、「4,500円」を「4,600円」に、「3,600円」を「3,700円」に改め、同表の9の項中「19,200円」を「19,300円」に改め、同表の10の項中「17,700円」を「17,900円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、別表第1の391の項の改正規定は公布の日から、同表の1の2の項の改正規定は令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現になされている申請、申込み等に係る手数料の額については、この条例による改正後の別表第1及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(財 政 課)

富山県条例第36号

行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例

行政財産の使用料に関する条例（昭和39年富山県条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「320円」を「330円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(管財課)

富山県条例第37号

富山県税条例等の一部を改正する条例

(富山県税条例の一部改正)

第1条 富山県税条例(昭和29年富山県条例第16号)の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「第48条第1項」を「第739条の5第1項」に、「及び市町村民税」を「、個人の市町村民税及び森林環境税」に改め、同条第5項中「地方法人特別税」を「特別法人事業税」に改める。

第38条の2中「第48条」を「第739条の5」に、「あわせて行なう」を「併せて行う」に改める。

第58条第1項第1号ウ中「によつて」を「により」に改め、同号ウの表中「100分の1.9」を「100分の0.4」に、「100分の2.7」を「100分の0.7」に、「100分の3.6」を「100分の1」に改め、同項第2号中「によつて」を「により」に改め、同号の表中「100分の5」を「100分の3.5」に、「100分の6.6」を「100分の4.9」に改め、同項第3号中「によつて」を「により」に改め、同号の表中「100分の5」を「100分の3.5」に、「100分の7.3」を「100分の5.3」に、「100分の9.6」を「100分の7」に改め、同条第2項中「100分の1.3」を「100分の1」に改め、同条第3項第1号ウ中「100分の3.6」を「100分の1」に改め、同項第2号中「100分の6.6」を「100分の4.9」に改め、同項第3号中「100分の9.6」を「100分の7」に改める。

第72条の3中「78分の22」を「63分の17」に改める。

第138条の2第1項第2号を次のように改める。

(2) 次に掲げる天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令第9条の2第1項に規定するものをいう。ア及びイにおいて同じ。)

ア 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この項及び第138条の4において同じ。）が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）で省令第9条の2第2項に規定するものに適合するもの

イ 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令第9条の2第3項に規定するもの（以下このイにおいて「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えない天然ガス自動車で省令第9条の2第4項に規定するもの

第138条の2第1項第3号中「第9条の2第4項」を「第9条の2第5項」に、「第9条の2第5項」を「第9条の2第6項」に、「第9条の2第6項」を「第9条の2第7項」に改め、同項第4号ア中「乗用車」を「営業用の乗用車」に、「第9条の2第7項」を「第9条の2第8項」に改め、同号ア(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令第9条の2第9項に規定するもの（以下この号及び第138条の4において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令第9条の2第10項に規定するもの（以下この号及び第138条の4において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4

分の1を超えないこと。

第138条の2第1項第4号ア(イ)を削り、同号ア(ウ)中「平成32年度以降」を「令和2年度以降」に、「次項及び第138条の4第1項第1号ア(ウ)」を「以下この条及び第138条の4」に、「平成32年度基準エネルギー消費効率」を「令和2年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号エ中「第9条の2第11項」を「第9条の2第14項」に改め、同号エ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

第138条の2第1項第4号エ(イ)を削り、同号エ(ウ)を同号エ(イ)とし、同号エを同号オとし、同号ウ中「第9条の2第10項」を「第9条の2第13項」に改め、同号ウ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

第138条の2第1項第4号ウ(イ)を削り、同号ウ(ウ)を同号ウ(イ)とし、同号ウを同号エとし、同号イ中「第9条の2第9項」を「第9条の2第12項」に改め、同号イ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

第138条の2第1項第4号イ(イ)を削り、同号イ(ウ)を同号イ(イ)とし、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の2第11項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

第138条の2第1項第5号中「第138条の4第1項第2号及び第2項第2号」を「第138条の4第1項第3号及び第2項第3号」に改め、同号ア中「により」の次に「平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令第9条の2第19項に規定するもの（イ(ア)a及び第138条の4において「平成30年輕油軽中量車基準」という。）又は同法第41条の規定により」を加え、「第9条の2第12項」を「第9条の2第20項」に改め、同号イ中「第9条の2第13項」を「第9条の2第21項」に改め、同号イ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年輕油軽中量車基準に適合すること。
- b 平成21年輕油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

第138条の2第1項第5号イ(イ)を削り、同号イ(ウ)を同号イ(イ)とし、同号ウ中「第9条の2第14項」を「第9条の2第22項」に改め、同号エ中「第9条の2第

15項」を「第9条の2第23項」に改め、同号エ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあつては、平成30年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令第9条の2第24項に規定するもの（第138条の4第1項第3号ウ(ア)及び第2項第3号ウ(ア)において「平成28年輕油重量車基準」という。）に適合すること。
- b 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令第9条の2第25項に規定するもの（以下この号及び第138条の4において「平成21年輕油重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

第138条の2第1項第5号オを削り、同号カ中「第9条の2第19項」を「第9条の2第26項」に改め、同号カを同号オとし、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。第138条の4第1項第2号及び第2項第2号において同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の2第15項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令第9条の2第16項に規定するもの（以下この号及び第138条の4において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

- b 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令第9条の2第17項に規定するもの（以下この号及び第138条の4において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の2第18項に規定するもの
- (ア) 次のいずれかに該当すること。
- a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

第138条の2第2項前段中「及びイ」を「からウまで」に、「平成32年度基準エネルギー消費効率」を「令和2年度基準エネルギー消費効率」に、「第9条の2第20項」を「第9条の2第27項」に、「第9条の2第21項」を「第9条の2第28項」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、次の表の左欄に掲げる前項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4号ア(イ)	令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第138条の4において「令和2年度基準エネルギー消費効率」	平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）
---------	---	---

	という。)に100分の110	に100分の165
第4号イ(イ)	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の120	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の180
第4号ウ(イ)	基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び第138条の4において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150

第138条の4第1項第1号ア中「乗用車」を「営業用の乗用車」に改め、同号ア(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

第138条の4第1項第1号ア(イ)を削り、同号ア(ウ)中「平成32年度基準エネルギー消費効率」を「令和2年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号エ中「第9条の4第4項」を「第9条の4第5項」に改め、同号エ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

第138条の4第1項第1号エ(イ)を削り、同号エ(ウ)を同号エ(イ)とし、同号エを同号オとし、同号ウ中「第9条の4第3項」を「第9条の4第4項」に改め、同号ウ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

第138条の4第1項第1号ウ(イ)を削り、同号ウ(ウ)を同号ウ(イ)とし、同号ウを同号エとし、同号イ中「第9条の4第2項」を「第9条の4第3項」に改め、同号イ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

第138条の4第1項第1号イ(イ)を削り、同号イ(ウ)を同号イ(イ)とし、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第2項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

1を超えないこと。

- (イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

第138条の4第1項第2号ア中「第9条の4第5項」を「第9条の4第8項」に改め、同号ア(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年軽油軽中量車基準に適合すること。
- b 平成21年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

第138条の4第1項第2号ア(イ)を削り、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号イ中「第9条の4第6項」を「第9条の4第9項」に改め、同号ウ中「第9条の4第7項」を「第9条の4第10項」に改め、同号ウ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成28年軽油重量車基準に適合すること。
- b 平成21年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

第138条の4第1項第2号エを削り、同号オ中「第9条の4第9項」を「第9条の4第11項」に改め、同号オを同号エとし、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 次に掲げる石油ガス自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第6項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の

1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第7項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

第138条の4第2項第1号ア中「乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラック」を「営業用の乗用車」に、「第9条の4第10項」を「第9条の4第12項」に改め、同号ア(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

第138条の4第2項第1号ア(イ)を削り、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号ウ中「第9条の4第12項」を「第9条の4第16項」に改め、同号ウ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の

3を超えないこと。

- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

第138条の4第2項第1号ウ(イ)を削り、同号ウ(ウ)を同号ウ(イ)とし、同号ウを同号オとし、同号イ中「第9条の4第11項」を「第9条の4第15項」に改め、同号イ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

第138条の4第2項第1号イ(イ)を削り、同号イ(ウ)を同号イ(イ)とし、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第13項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第14項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

第138条の4第2項第2号ア中「第9条の4第13項」を「第9条の4第19項」に改め、同号ア(ア)を次のように改める。

- (ア) 次のいずれかに該当すること。
- a 平成30年輕油軽中量車基準に適合すること。
 - b 平成21年輕油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

第138条の4第2項第2号ア(イ)を削り、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号イ中「第9条の4第14項」を「第9条の4第20項」に改め、同号ウ中「第9条の4第15項」を「第9条の4第21項」に改め、同号ウ(ア)を次のように改める。

- (ア) 次のいずれかに該当すること。
- a 平成28年輕油重量車基準に適合すること。
 - b 平成21年輕油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

第138条の4第2項第2号エを削り、同号オ中「第9条の4第17項」を「第9条の4第22項」に改め、同号オを同号エとし、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 次に掲げる石油ガス自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第17項に規定するもの

- (ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第18項に規定するもの
 - (ア) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第138条の4第4項前段中「及びイ」を「からウまで」に、「第1号アに」を「第1号アからウまでに」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項第1号ア (イ)	令和2年度基準エネルギー消費効率	第138条の2第2項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号及び次項第1号において「平成22年度基準エネルギー消費効率」とする。）
----------------	------------------	--

		ギー消費効率」という。)に100分の150を乗じて得た数値
第1項第1号イ(イ)	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の165
第1項第1号ウ(イ)	平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の144
第2項第1号ア(イ)	平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138
第2項第1号イ(イ)	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
第2項第1号ウ(イ)	平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138

第139条第1項第1号中「29,500円」を「25,000円」に、「34,500円」を「30,500円」に、「39,500円」を「36,000円」に、「45,000円」を「43,500円」に、「51,000円」を「50,000円」に、「58,000円」を「57,000円」に、「66,500円」を「65,500円」に、「76,500円」を「75,500円」に、「88,000円」を「87,000円」に、「111,000円」を「110,000円」に改め、同項第4号中「23,600円」を「20,000円」に、「27,600円」を「24,400円」に、「31,600円」を「28,800円」に、「36,000円」を「34,800円」に、「40,800円」を「40,000円」に、「46,400円」を「45,600円」に、「53,200円」を「52,400円」に、「61,200円」を「60,400円」に、「70,400円」を「69,600円」に、「88,800円」を「88,000円」に改める。

第147条中「完納しない場合には」の次に「、徴税吏員は」を加える。

附則第1条の2の3中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第3条の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改め、同条第3項中「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第4条中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第5条の4中「100分の6.6」を「100分の4.9」に、「100分の7.9」

を「100分の5.7」に改める。

附則第5条の6中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

附則第5条の7第1項及び附則第5条の8中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第5条の10第1項及び附則第5条の12第1項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附則第6条の3の4第3項第2号ア中「附則第4条の6第7項」を「附則第4条の6第9項」に改め、同号イ中「附則第4条の6第8項」を「附則第4条の6第10項」に改め、同条第9項第2号中「第12条」を「第11項」に改める。

附則第6条の5第1項及び第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第6条の6の3に次の1項を加える。

- 2 自家用の乗用車に対する第138条の4第2項（同条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第3項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が特定期間に行われたときに限り、同条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同条第3項中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

附則第6条の6の3を附則第6条の6の5とし、同条の次に次の1条を加える。

（自動車税の環境性能割の課税標準の特例）

第6条の6の6 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車（以下この項及び次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（省令附則第4条の11第1項に規定するものに限る。）で最初の第137条の3第3項に規定する新規登録（以下この条から附則第6条の9までにおいて「初回新規登録」という。）を受けるものに対する第138条の3の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「（という。）」とあるのは、「（という。）から1,000万円を控除して得た額」

とする。

(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第3条第1項に規定する基本方針（次項第1号及び第3項第1号において「基本方針」という。）に令和2年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第8条第1項に規定する公共交通移動等円滑化基準（次項第2号及び第3項第2号において「公共交通移動等円滑化基準」という。）で省令附則第4条の11第2項に規定するものに適合するものであること。

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（省令附則第4条の11第3項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第138条の3の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「（という。）」とあるのは、「（という。）」から650万円（乗車定員30人未満の附則第6条の6の6第2項に規定する路線バス等にあつては、200万円）を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に令和2年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 公共交通移動等円滑化基準で省令附則第4条の11第4項に規定するものに適合するものであること。

3 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等（第3号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（省令附則第4条の11第5項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第138条の3の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「（という。））」とあるのは、「（という。）」から100万円を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に令和2年度までに導入する台数が目標として定められた自動車

に該当するものであること。

- (2) 公共交通移動等円滑化基準で省令附則第4条の11第6項に規定するものに適合するものであること。
- (3) 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

4 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第6項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）、衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第6項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか2以上を備えるもの（省令附則第4条の11第7項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第138条の3の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年10月31日までに行われたときに限り、同条中「（という。）」とあるのは、「（という。）から525万円を控除して得た額」とする。

- (1) 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この項から第7項までにおいて同じ。）が5トン以下の乗用車（省令附則第4条の11第8項に規定するものに限る。）又はバス（省令附則第4条の11第9項に規定するものに限る。）（以下この項から第7項までにおいて「バス等」という。）であつて、同法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で省令附則第4条の11第10項に規定するもの（以下この項から第6項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で省令附則第4条の11第11項に規定するもの（以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの
- (2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であつて、道路運送車両法

第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で省令附則第4条の11第12項に規定するもの（以下この項から第6項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

(3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック（省令附則第4条の11第13項に規定するけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項から第7項までにおいて同じ。）であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

5 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（省令附則第4条の11第14項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第138条の3の規定の適用については、第1号から第3号までに掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年11月1日から令和3年3月31日までに行われたときに限り、第4号に掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「（という。）」とあるのは、「（という。）から350万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が5トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であつて、道路運送車両法

第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

- (3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

- (4) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

- 6 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（省令附則第4条の11第15項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第138条の3の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年10月31日までに行われたときに限り、同条中「（という。）」とあるのは、「（という。）から350万円を控除して得た額」とする。

- (1) 車両総重量が5トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの
- (2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定め

られた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

- (3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

7 バス等又は車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック若しくは車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（省令附則第4条の11第16項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第138条の3の規定の適用については、当該自動車の取得が令和2年10月31日（バス等及び車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックにあつては、令和元年10月31日）までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から175万円を控除して得た額とする。

8 前各項の規定は、第138条の7第1項又は法第161条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の省令附則第4条の11第17項に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

附則第6条の6の2の次に次の2条を加える。

（自動車税の環境性能割の非課税）

第6条の6の3 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難となつているもの（国土交通大臣が地域間の公共交通の確保維持のために交付する補助金の対象とする路線であつて、知事が地域住民の生活に必要な路線として認めたものに限る。）の運行の用に供する一般乗合用のバスに対しては、当該一般乗合用のバスの取得が令和3年3月31日までに行われ

たときに限り、第137条の2第1項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

- 2 第138条の4第1項第1号イ（同条第4項において準用する場合を含む。）又は第2号イに掲げる自動車に対しては、当該自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第6条の6の5第2項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第137条の2第1項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

（自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第6条の6の4 知事は、当分の間、自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、自動車が第138条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第138条の4第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する窒素酸化物の排出量若しくは粒子状物質の排出量又はエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき第138条の2第1項又は第138条の4第1項若しくは第2項の規定の適用を受ける自動車（以下この項において「非課税対象車等」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき非課税対象車等に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして省令附則第4条の10に規定するものをいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

- 2 知事は、当分の間、納付すべき自動車税の環境性能割の額について不足額があることを第138条の7第1項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車について法第

161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、法第168条第2項の規定その他の自動車税の環境性能割に関する規定（法第171条及び第172条の規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における法第168条第2項の規定による決定により納付すべき自動車税の環境性能割の額は、前項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第6条の7の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（自動車税の種別割の税率の特例）」を付し、同条各号列記以外の部分中「電気自動車をいう」の次に「。次項第1号、次条第3項及び附則第6条の9第3項において同じ」を加え、「同項第2号」を「第138条の2第1項第2号」に改め、「天然ガス自動車をいう」の次に「。次項第2号、次条第3項及び附則第6条の9第3項において同じ」を加え、「で定めるものをいう」を「に規定するものをいう。次条第3項及び附則第6条の9第3項において同じ」に、「で定めるものを内燃機関」を「に規定するものを内燃機関」に、「」並びに「」を「次条第3項及び附則第6条の9第3項において同じ。」並びに自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）、自家用の特種用途車（タンク車及び三輪の小型自動車以外のものであつてキャンピング車であるものに限る。以下この条及び附則第6条の9において同じ。）、」に、「附則別表」を「附則別表第1」に改め、同条第1号中「ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車」で平成18年3月31日」を「第138条の2第1項第4号に規定するガソリン自動車（以下この条において「ガソリン自動車」という。）又は同項第5号に規定する石油ガス自動車（以下この条において「石油ガス自動車」という。）で平成20年3月31日」に改め、「最初の第137条の3第3項に規定する新規登録（次号において「」及び「」という。）」を削り、同条第2号中「第138条の2第1項第5号」を「第138条の2第1項第6号」に改め、「軽油自動車」の次に「（次項第6号において「軽油自動車」という。）」を加え、「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 次の各号に掲げる自動車に対する第139条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車及び自家用の特種用途車を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合

には令和元年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日（自家用の乗用車及び自家用の特種用途車にあつては、令和元年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、附則別表第1の第1欄に掲げる規定中同表の第2欄に掲げる字句は、当該各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める字句とする。

- (1) 電気自動車 附則別表第1の第4欄に掲げる字句
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた第138条の2第1項第2号アに規定する排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第1項に規定するものに適合するもの又は同号イに規定する平成21年天然ガス車基準（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令附則第5条の2第2項に規定するもの 附則別表第1の第4欄に掲げる字句
- (3) 第138条の2第1項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車 附則別表第1の第4欄に掲げる字句
- (4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第138条の2第1項第4号ア(ア)aに規定する平成30年ガソリン軽中量車基準（第7号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第4号ア(ア)bに規定する平成17年ガソリン軽中量車基準（第7号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同条第1項第4号ア(イ)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率（以下この項において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の130を乗じて得た数値以上のもので省令附則第5条の2第3項に規定するもの 附則別表第1の第4欄に掲げる字句

- (5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第138条の2第1項第5号ア(ア) aに規定する平成30年石油ガス軽中量車基準（第8号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第5号ア(ア) bに規定する平成17年石油ガス軽中量車基準（第8号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので省令附則第5条の2第4項に規定するもの 附則別表第1の第4欄に掲げる字句
- (6) 軽油自動車のうち、第138条の2第1項第6号アに規定する平成30年軽油軽中量車基準又は同号アに規定する平成21年軽油軽中量車基準に適合する乗用車 附則別表第1の第4欄に掲げる字句
- (7) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので省令附則第5条の2第5項に規定するもの 附則別表第1の第5欄に掲げる字句
- (8) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので省令附則第5条の2第6項に規定するもの 附則別表第1の第5欄に掲げる字句

附則第6条の7の次に次の4条を加える。

第6条の8 令和元年9月30日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車であつて富山県税条例等の一部を改正する条例（平成29年富山県条例第12号）第1条の規定による改正前の富山県税条例（以下この項及び次条第1項において「旧条例」という。）第137条第1項若しくは第3項の規定により旧条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗

用車であつて、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の地方税法（次条第1項において「旧法」という。）第146条その他の地方税に関する法律及び旧条例第138条の規定により旧条例に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。）又は同日までに法の施行地外において法第146条第2項に規定する運行に相当するものとして省令附則第5条の2の2に規定するものの用に供されたことがある自家用の乗用車であつて令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第139条第1項の規定にかかわらず、1台について、次の各号に掲げる自家用の乗用車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 総排気量が1リットル以下のもの又は電気自動車 年額 29,500円
- (2) 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの 年額 34,500円
- (3) 総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの 年額 39,500円
- (4) 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの 年額 45,000円
- (5) 総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの 年額 51,000円
- (6) 総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの 年額 58,000円
- (7) 総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの 年額 66,500円
- (8) 総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの 年額 76,500円
- (9) 総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの 年額 88,000円
- (10) 総排気量が6リットルを超えるもの 年額 111,000円

2 第139条第4項及び第140条の規定は、前項の規定の適用を受ける自家用の乗用車について準用する。

3 第1項の規定の適用を受ける自家用の乗用車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第1項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第1項の規定の適用については、附則別表第2の第1欄に掲げる規定中同表の第2欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第3欄に掲げる字句とする。

4 第1項の規定の適用を受ける自家用の乗用車のうち、前条第2項第1号から第6号までに掲げるものに対する第1項の規定の適用については、当該自家用の乗用車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を

受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用の乗用車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車が平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、附則別表第2の第1欄に掲げる規定中同表の第2欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。

- 5 第1項の規定の適用を受ける自家用の乗用車のうち、前条第2項第7号及び第8号に掲げるものに対する第1項の規定の適用については、当該自家用の乗用車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用の乗用車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車が平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、附則別表第2の第1欄に掲げる規定中同表の第2欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

第6条の9 令和元年9月30日までに初回新規登録を受けた自家用の特種用途車であつて旧条例第137条第1項若しくは第3項の規定により旧条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用の特種用途車であつて、旧法第146条その他の地方税に関する法律及び旧条例第138条の規定により旧条例に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。）又は同日までに法の施行地外において法第146条第2項に規定する運行に相当するものとして省令附則第5条の2の2に規定するものの用に供されたことがある自家用の特種用途車であつて令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第139条第1項の規定にかかわらず、1台について、次の各号に掲げる自家用の特種用途車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 総排気量が1リットル以下のもの又は電気自動車 年額 23,600円
- (2) 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの 年額 27,600円
- (3) 総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの 年額 31,600円
- (4) 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの 年額 36,000円

-
- (5) 総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの 年額 40,800円
- (6) 総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの 年額 46,400円
- (7) 総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの 年額 53,200円
- (8) 総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの 年額 61,200円
- (9) 総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの 年額 70,400円
- (10) 総排気量が6リットルを超えるもの 年額 88,800円
- 2 第139条第4項及び第140条の規定は、前項の規定の適用を受ける自家用の特種用途車について準用する。
- 3 第1項の規定の適用を受ける自家用の特種用途車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、附則第6条の7第1項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第1項の規定の適用については、附則別表第2の第1欄に掲げる規定中同表の第2欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第3欄に掲げる字句とする。
- 4 第1項の規定の適用を受ける自家用の特種用途車のうち、附則第6条の7第2項第1号から第6号までに掲げるものに対する第1項の規定の適用については、当該自家用の特種用途車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用の特種用途車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自家用の特種用途車が平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、附則別表第2の第1欄に掲げる規定中同表の第2欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。
- 5 第1項の規定の適用を受ける自家用の特種用途車のうち、附則第6条の7第2項第7号及び第8号に掲げるものに対する第1項の規定の適用については、当該自家用の特種用途車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用の特種用途車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自家用の特種用途車が平成
-

31年4月1日から令和元年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、附則別表第2の第1欄に掲げる規定中同表の第2欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

(自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第6条の10 知事は、自動車税の種別割の賦課徴収に関し、自動車が附則第6条の7第2項に規定する窒素酸化物の排出量又はエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき同条第2項、附則第6条の8第4項若しくは第5項又は前条第4項若しくは第5項の規定の適用を受ける自動車（以下この項において「減税対象車」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして省令附則第5条の2の3に規定するものをいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 知事は、納付すべき自動車税の種別割の額について不足額があることを第142条の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税の種別割に関する規定（第145条及び第146条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割に関する知事の権限の委任の特例)

第6条の11 知事は、当分の間、法附則第29条の9第1項に規定する軽自動車税

の環境性能割の賦課徴収に関する事務及び法附則第29条の10第1項に規定する軽自動車税の環境性能割の減免に関する事務を県税事務所長に委任する。

附則第9条及び附則第9条の2第1項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第10条の4中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第11条中「平成37年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則第13条の2中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

附則第14条第1項中「平成33年度」を「令和3年度」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附則第15条の見出し中「の敷地」を削り、同条第3項中「前2項」を「前各項」に、「第44条の2第3項」を「第44条の2第5項」に、「これらの」を「同条第5項に規定する」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「第44条の2第2項」を「第44条の2第4項」に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第2項」を「震災特例法第11条の7第5項」に改め、「譲渡をした場合」の次に「（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）」を加え、「第11条の6第2項」を「第11条の7第5項」に、「で定める」を「に規定する」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「第44条の2第1項」を「第44条の2第3項」に、「（平成23年法律第29号）第11条の6第1項」を「第11条の7第4項」に改め、同項を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

法附則第44条の2第1項に規定する県民税の所得割の納税義務者が、同項に規定する家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。）第11条の7第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合には、附則第10条の5中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律

(平成23年法律第29号)第11条の7第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」として、附則第10条の5の規定を適用する。

- 2 法附則第44条の2第2項に規定する県民税の所得割の納税義務者(以下この項において「被相続人」という。)の相続人(震災特例法第11条の7第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。)が、法附則第44条の2第2項に規定する家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡をした場合(当該譲渡の時までの期間当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等を当該相続人の居住の用に供していない場合に限る。)における当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等(当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうちその居住の用に供することができなくなった時の直前において当該家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。)の譲渡については、当該相続人は、当該家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第2項に規定する日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該家屋の敷地の用に供されている土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第10条の5の規定を適用する。

附則第16条第2項中「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則別表を次のように改める。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
第139条第1項第1号 営業用	7,500円	8,600円	2,000円	4,000円
	8,500円	9,700円	2,500円	4,500円
	9,500円	10,900円	2,500円	5,000円
	13,800円	15,800円	3,500円	7,000円
	15,700円	18,000円	4,000円	8,000円
	17,900円	20,500円	4,500円	9,000円
	20,500円	23,500円	5,500円	10,500円
	23,600円	27,100円	6,000円	12,000円

	27,200円	31,200円	7,000円	14,000円
	40,700円	46,800円	10,500円	20,500円
第139条第1項第1号 自家用	25,000円	—	6,500円	12,500円
	30,500円	—	8,000円	15,500円
	36,000円	—	9,000円	18,000円
	43,500円	—	11,000円	22,000円
	50,000円	—	12,500円	25,000円
	57,000円	—	14,500円	28,500円
	65,500円	—	16,500円	33,000円
	75,500円	—	19,000円	38,000円
	87,000円	—	22,000円	43,500円
	110,000円	—	27,500円	55,000円
第139条第1項第2号 営業用	6,500円	7,100円	2,000円	3,500円
	9,000円	9,900円	2,500円	4,500円
	12,000円	13,200円	3,000円	6,000円
	15,000円	16,500円	4,000円	7,500円
	18,500円	20,300円	5,000円	9,500円
	22,000円	24,200円	5,500円	11,000円
	25,500円	28,000円	6,500円	13,000円
	29,500円	32,400円	7,500円	15,000円
	4,700円	5,100円	1,200円	2,400円
	15,100円	16,600円	4,000円	8,000円
第139条第1項第2号 自家用	7,500円	8,200円	2,000円	4,000円
	8,000円	8,800円	2,000円	4,000円
	11,500円	12,600円	3,000円	6,000円
	16,000円	17,600円	4,000円	8,000円
	20,500円	22,500円	5,500円	10,500円

	25,500円	28,000円	6,500円	13,000円
	30,000円	33,000円	7,500円	15,000円
	35,000円	38,500円	9,000円	17,500円
	40,500円	44,500円	10,500円	20,500円
	6,300円	6,900円	1,600円	3,200円
	20,600円	22,600円	5,500円	10,500円
	10,200円	11,200円	3,000円	5,500円
第139条第1項第3号 営業用	12,000円	—	3,000円	6,000円
	14,500円	—	4,000円	7,500円
	17,500円	—	4,500円	9,000円
	20,000円	—	5,000円	10,000円
	22,500円	—	6,000円	11,500円
	25,500円	—	6,500円	13,000円
	29,000円	—	7,500円	14,500円
	26,500円	29,100円	7,000円	13,500円
	32,000円	35,200円	8,000円	16,000円
	38,000円	41,800円	9,500円	19,000円
	44,000円	48,400円	11,000円	22,000円
	50,500円	55,500円	13,000円	25,500円
	57,000円	62,700円	14,500円	28,500円
64,000円	70,400円	16,000円	32,000円	
第139条第1項第3号 自家用	33,000円	36,300円	8,500円	16,500円
	41,000円	45,100円	10,500円	20,500円
	49,000円	53,900円	12,500円	24,500円
	57,000円	62,700円	14,500円	28,500円
	65,500円	72,000円	16,500円	33,000円
	74,000円	81,400円	18,500円	37,000円

	83,000円	91,300円	21,000円	41,500円
第139条第1項第4号 営業用	12,100円	13,900円	3,500円	6,500円
	7,200円	8,200円	2,000円	4,000円
	20,400円	23,400円	5,500円	10,500円
	9,500円	10,900円	2,500円	5,000円
第139条第1項第4号 自家用	20,000円	—	5,000円	10,000円
	24,400円	—	6,500円	12,500円
	28,800円	—	7,500円	14,500円
	34,800円	—	9,000円	17,500円
	40,000円	—	10,000円	20,000円
	45,600円	—	11,500円	23,000円
	52,400円	—	13,500円	26,500円
	60,400円	—	15,500円	30,500円
	69,600円	—	17,500円	35,000円
	88,000円	—	22,000円	44,000円
	16,400円	18,800円	4,500円	8,500円
	9,900円	11,300円	2,500円	5,000円
	27,700円	31,800円	7,000円	14,000円
	13,000円	14,900円	3,500円	6,500円
第139条第1項第5号 営業用	4,500円	5,100円	1,500円	2,500円
第139条第1項第5号 自家用	6,000円	6,900円	1,500円	3,000円
第139条第2項 営業用	3,700円	4,100円	1,000円	1,800円
	4,700円	5,200円	1,200円	2,300円
	6,300円	6,900円	1,600円	3,200円

第139条第2項 自家用	5,200円	5,700円	1,300円	2,600円
	6,300円	6,900円	1,600円	3,200円
	8,000円	8,800円	2,000円	4,000円
第139条第3項	12,000円	13,200円	3,000円	6,000円
	14,500円	15,900円	4,000円	7,500円
	17,500円	19,200円	4,500円	9,000円
	20,000円	22,000円	5,000円	10,000円
	22,500円	24,700円	6,000円	11,500円
	25,500円	28,000円	6,500円	13,000円
	29,000円	31,900円	7,500円	14,500円

附則別表を附則別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

附則別表第2

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
附則第6条の8第1項第1号	29,500円	33,900円	7,500円	15,000円
附則第6条の8第1項第2号	34,500円	39,600円	9,000円	17,500円
附則第6条の8第1項第3号	39,500円	45,400円	10,000円	20,000円
附則第6条の8第1項第4号	45,000円	51,700円	11,500円	22,500円
附則第6条の8第1項第5号	51,000円	58,600円	13,000円	25,500円
附則第6条				

の8第1項 第6号	58,000円	66,700円	14,500円	29,000円
附則第6条 の8第1項 第7号	66,500円	76,400円	17,000円	33,500円
附則第6条 の8第1項 第8号	76,500円	87,900円	19,500円	38,500円
附則第6条 の8第1項 第9号	88,000円	101,200円	22,000円	44,000円
附則第6条 の8第1項 10号	111,000円	127,600円	28,000円	55,500円
附則第6条 の9第1項 第1号	23,600円	27,100円	6,000円	12,000円
附則第6条 の9第1項 第2号	27,600円	31,700円	7,000円	14,000円
附則第6条 の9第1項 第3号	31,600円	36,300円	8,000円	16,000円
附則第6条 の9第1項 第4号	36,000円	41,400円	9,000円	18,000円
附則第6条 の9第1項 第5号	40,800円	46,900円	10,500円	20,500円
附則第6条 の9第1項 第6号	46,400円	53,300円	12,000円	23,500円

附則第6条 の9第1項 第7号	53,200円	61,100円	13,500円	27,000円
附則第6条 の9第1項 第8号	61,200円	70,300円	15,500円	31,000円
附則第6条 の9第1項 第9号	70,400円	80,900円	18,000円	35,500円
附則第6条 の9第1項 第10号	88,800円	102,100円	22,500円	44,500円

第2条 富山県税条例の一部を次のように改正する。

第72条の3中「63分の17」を「78分の22」に改める。

附則第6条の7に次の1項を加える。

- 3 前項各号（第4号、第5号、第7号及び第8号を除く。）に掲げる自動車のうち、自家用の乗用車及び自家用の特種用途車に対する第139条第1項の規定の適用については、当該自家用の乗用車及び自家用の特種用途車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用の乗用車及び自家用の特種用途車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、附則別表第1の第1欄に掲げる規定中同表の第2欄に掲げる字句は、当該各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める字句とする。

附則第6条の8第4項及び第5項並びに附則第6条の9第4項及び第5項を削る。

附則第6条の10第1項中「、附則第6条の8第4項若しくは第5項又は前条第4項若しくは第5項」を「及び第3項」に改める。

附則別表第2の第4欄及び第5欄を削る。

（富山県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 富山県税条例等の一部を改正する条例（平成30年富山県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、富山県税条例第47条第1項の改正規定中「第1項中「申告書を」を「申告書（第13項、第14項第1号及び第15項において「納税申告書」という。）を」に改め、を「第2項中「及び第3項」を削り」に改め、同条に次の4項を加える改正規定中「次の4項」を「次の14項」に改め、同改正規定（同条第13項に係る部分に限る。）中「納税申告書により」を「第1項及び第2項の規定による申告書（以下この条において「納税申告書」という。）により」に改め、「第1項」の次に「及び第2項」を加え、「（第15項）の次に「及び第16項」を加え、「同項」を「以下この項及び第15項」に、「法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織」を「地方税関係手続用電子情報処理組織（法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）」に改め、「地方税共同機構」の次に「（第16項において「機構」という。）」を加え、「その他省令に規定する方法」を削り、「ならない」を「ならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の省令第3条の3の3第1項に規定する記録用の媒体を知事に提出する方法により、行うことができる」に改め、同改正規定（同条第16項に係る部分に限る。）中「第13項」を「第13項本文」に改め、「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、「地方税共同機構」を「機構」に改め、同改正規定に次のように加える。

17 第13項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて知事の承認を受けたときは、知事が指定する期間内に行う同項の申告については、同項から前項までの規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第13項の内国法人が、同条第1項若しくは同法第81条の24の3第1項の承認を受け、又は同法第75条の

4 第3項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。第26項において同じ。）の却下の処分を受けていない旨を記載した省令第3条の3の3第2項に規定する書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、知事に提出した場合における当該税務署長が同法第75条の4第1項の規定により指定する期間（同条第5項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）又は同法第81条の24の3第1項の規定により指定する期間（同条第2項において準用する同法第75条の4第5項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）内に行う第13項の申告についても、同様とする。

- 18 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他省令第3条の3の3第3項に規定する事項を記載した申請書に省令第3条の3の3第4項に規定する書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前まで（前項に規定する理由が生じた日が法第53条第1項の規定による申告書（法人税法第74条第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、当該申告書の提出期限までに提出すべきものに限る。）又は法第53条第4項、第19項若しくは第23項の規定による申告書の提出期限の15日前の日以後である場合において、当該提出期限が当該期間内の日であるときは、当該開始の日まで）に、これを知事に提出しなければならない。
- 19 知事は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請に係る同項の事情が相当でないと認めるときは、その申請を却下することができる。
- 20 知事は、第18項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき第17項前段の承認又は前項の却下の処分をするときは、その申請をした内国法人に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。
- 21 第18項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書に記載した第17項前段の規定による指定を受けようとする期間の開始の日までに同項前段の承認又は第19項の却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものと、当該期間を第17項前段の期間として同項前段の規定による指定があつたものと、それぞれみなす。

- 22 知事は、第17項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難でなくなったと認める場合には、同項前段の承認を取り消すことができる。
- 23 知事は、前項の処分をするときは、その処分に係る内国法人に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。
- 24 第17項の規定の適用を受けている内国法人は、第13項の申告につき第17項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他省令第3条の3の3第5項に規定する事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。
- 25 第17項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、第22項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第17項前段の期間内に行う第13項の申告については、第17項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。
- 26 第17項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第24項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第17項後段の期間内に行う第13項の申告については、第17項後段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

第1条のうち、富山県税条例第60条第1項の改正規定中「以下」の次に「この条及び次条において」を加え、同条に次の4項を加える改正規定（同条第3項に係る部分に限る。）中「前2項」を「第1項」に改め、「第5項」の次に「及び第6項」を加え、「同項」を「以下この項及び第5項」に、「法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織」を「地方税関係手続用電子情報処理組織（法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）」に改め、「地方税共同機構」の次に「（第6項において「機構」という。）」を加え、「その他省令に規定する方法」を削り、「ならない」を「ならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の省令第5条

の2に規定する記録用の媒体を事務所又は知事に提出する方法により、行うことができる」に改め、同改正規定（同条第6項に係る部分に限る。）中「第3項」を「第3項本文」に改め、「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、「地方税共同機構」を「機構」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

第60条の次に次の1条を加える。

（地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）

第60条の2 前条第3項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる」と認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて知事の承認を受けたときは、知事が指定する期間内に行う同項の申告については、同条の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した前条第3項の内国法人が、同法第75条の4第1項若しくは第81条の24の3第1項の承認を受け、又は同法第75条の4第3項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。第10項において同じ。）の却下の処分を受けていない旨を記載した省令第5条の2の2第1項に規定する書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、知事に提出した場合における当該税務署長が同法第75条の4第1項の規定により指定する期間（同条第5項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）又は同法第81条の24の3第1項の規定により指定する期間（同条第2項において準用する同法第75条の4第5項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）内に行う前条第3項の申告についても、同様とする。

2 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他省令第5条の2の2第2項に規定する事項を記載した申請書に省令第5条の2の2第3項に規定する書類を添付して、当該期間の開始の日の

15日前まで（前項に規定する理由が生じた日が法第72条の25、第72条の28若しくは第72条の29の規定による申告書又は法第72条の31第3項の規定による修正申告書の提出期限の15日前の日以後である場合において、当該提出期限が当該期間内の日であるときは、当該開始の日まで）に、これを知事に提出しなければならない。

- 3 知事は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請に係る同項の事情が相当でないと認めるときは、その申請を却下することができる。
- 4 知事は、第2項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき第1項前段の承認又は前項の却下の処分をするときは、その申請をした内国法人に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。
- 5 第2項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書に記載した第1項前段の規定による指定を受けようとする期間の開始の日までに同項前段の承認又は第3項の却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものと、当該期間を第1項前段の期間として同項前段の規定による指定があつたものと、それぞれみなす。
- 6 知事は、第1項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難でなくなつたと認める場合には、同項前段の承認を取り消すことができる。
- 7 知事は、前項の処分をするときは、その処分に係る内国法人に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。
- 8 第1項の規定の適用を受けている内国法人は、前条第3項の申告につき第1項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他省令第5条の2の2第4項に規定する事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。
- 9 第1項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、第6項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第1項前段の期間内に行う前条第3項の申告については、第1項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。
- 10 第1項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第8項の届出書の

提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第1項後段の期間内に行う前条第3項の申告については、第1項後段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

第1条のうち、富山県税条例第72条の5第1項の改正規定中「第3項及び第4項」を「以下この条及び次条」に改め、「」に」の次に「改め、同条第2項中「及びに」を「及び」に」を加え、同条に次の3項を加える改正規定（同条第3項に係る部分に限る。）中「法第762条第1号に規定する地方税関係系統用電子情報処理組織」を「地方税関係系統用電子情報処理組織（法第762条第1号に規定する地方税関係系統用電子情報処理組織をいう。次条において同じ。）」に改め、「地方税共同機構」の次に「（第5項において「機構」という。）」を加え、「その他省令に規定する方法」を削り、同改正規定（同条第5項に係る部分に限る。）中「地方税共同機構」を「機構」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

第72条の5の次に次の1条を加える。

（地方税関係系統用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）

第72条の5の2 前条第3項の事業者が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係系統用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書等を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書等を提出することについて知事の承認を受けたときは、知事が指定する期間内に行う同項の申告については、同条の規定は、適用しない。消費税法第46条の3第2項の規定により同項の申請書をその納税地を所轄する税務署長に提出した前条第3項の事業者が、同法第46条の3第1項の承認を受け、又は同条第3項の却下の処分を受けていない旨を記載した省令で定める書類を、納税申告書等の提出期限の前日までに、又は納税申告書等に添付して当該提出期限までに、知事に提出した場合における当該税務署長が同法第46条の3第1項の規定により指定する期間（同条第5項の規定により当該期

- 間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。)内に行う前条第3項の申告についても、同様とする。
- 2 前項前段の承認を受けようとする事業者は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他省令で定める事項を記載した申請書に省令で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前まで(同項に規定する理由が生じた日が法第72条の88第1項の規定による申告書の提出期限(同条第2項の規定による申告書にあつては、当該申告書が同条第1項の規定による申告書であるとした場合の提出期限)の15日前の日以後である場合において、当該提出期限が当該期間内の日であるときは、当該開始の日まで)に、これを知事に提出しなければならない。
 - 3 知事は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請に係る同項の事情が相当でないとするときは、その申請を却下することができる。
 - 4 知事は、第2項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき第1項前段の承認又は前項の却下の処分をするときは、その申請をした事業者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。
 - 5 第2項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書に記載した第1項前段の規定による指定を受けようとする期間の開始の日までに同項前段の承認又は第3項の却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものと、当該期間を第1項前段の期間として同項前段の規定による指定があつたものと、それぞれみなす。
 - 6 知事は、第1項前段の規定の適用を受けている事業者につき、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難でなくなつたと認める場合には、同項前段の承認を取り消すことができる。
 - 7 知事は、前項の処分をするときは、その処分に係る事業者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。
 - 8 第1項の規定の適用を受けている事業者は、前条第3項の申告につき第1項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他省令で定める事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。
 - 9 第1項前段の規定の適用を受けている事業者につき、第6項の処分又は前

項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第1項前段の期間内に行う前条第3項の申告については、第1項前段の規定は、適用しない。ただし、当該事業者が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

10 第1項後段の規定の適用を受けている事業者につき、第8項の届出書の提出又は消費税法第46条の3第3項若しくは第6項の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第1項後段の期間内に行う前条第3項の申告については、第1項後段の規定は、適用しない。ただし、当該事業者が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

第1条のうち、富山県税条例附則第5条の3第1項の改正規定中「第72条の5第2項及び」を「第72条の5第2項、第72条の5の2第1項後段及び第2項から第10項まで並びに」に、「同条後段」を「同項後段」に改め、「この場合において、第72条の5」の次に「及び第72条の5の2第1項前段」を加え、「同条の」を「これらの」に改め、同改正規定のうち同項の表の左欄中「第1項」を「第72条の5第1項」に、「第3項」を「第72条の5第3項」に、「第5項」を「第72条の5第5項」に改め、同改正規定のうち同項の表の中欄中「法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織」を「地方税関係手続用電子情報処理組織（法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。次条において同じ。）」に改め、「、地方税共同機構」の次に「（第5項において「機構」という。）」を加え、「その他省令に規定する方法」を削り、「の地方税共同機構」を「の機構」に改め、同改正規定中同項の表第5項の項の次に次のように加える。

第72条の5の2第1項前段	前条第3項の 電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで	消費税法第46条の3第1項の規定の適用を受けている 同項の規定によりその納税地を所轄する税務署長
---------------	---	---

	納税申告書等を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書等を提出することについて知事の承認を受けたときは、知事	
	同項の申告	前条第 3 項の申告

附則第 1 条第 1 号中「平成31年10月 1日」を「令和元年10月 1日」に改め、同条第 2 号中「平成32年 4月 1日」を「令和 2年 4月 1日」に改め、同条第 3 号中「平成32年10月 1日」を「令和 2年10月 1日」に改め、同条第 4 号中「平成33年 1月 1日」を「令和 3年 1月 1日」に改め、同条第 5 号中「平成33年10月 1日」を「令和 3年10月 1日」に改め、同条第 6 号中「平成34年10月 1日」を「令和 4年10月 1日」に改める。

附則第 2 条第 1 項中「平成33年度」を「令和 3年度」に、「平成32年度」を「令和 2年度」に改め、同条第 2 項中「平成32年 4月 1日」を「令和 2年 4月 1日」に改める。

附則第 3 条中「及び」を「、」に改め、「第 6 項まで」の次に「及び第60条の 2」を加え、「平成32年 4月 1日」を「令和 2年 4月 1日」に改める。

附則第 4 条中「及び」を「並びに」に改め、「第72条の 5」の次に「及び第72条の 5 の 2 第 1 項前段」を加え、「平成32年 4月 1日」を「令和 2年 4月 1日」に改める。

附則第 6 条中「平成31年10月 1日」を「令和元年10月 1日」に改める。

附則第 7 条第 1 項及び第 2 項中「平成32年10月 1日」を「令和 2年10月 1日」に改め、同条第 3 項中「平成32年11月 2日」を「令和 2年11月 2日」に改め、同条第 5 項中「平成33年 3月31日」を「令和 3年 3月31日」に改め、同条第 6 項の表中「平成32年11月 2日」を「令和 2年11月 2日」に改める。

附則第 8 条第 1 項及び第 2 項中「平成33年10月 1日」を「令和 3年10月 1日」に改め、同条第 3 項中「平成33年11月 1日」を「令和 3年11月 1日」に改め、同条第 5 項中「平成34年 3月31日」を「令和 4年 3月31日」に改め、同条第 6 項の表中「平成33年11月 1日」を「令和 3年11月 1日」に改める。

附則第 9 条中「平成34年10月 1日」を「令和 4年10月 1日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中富山県税条例第72条の3、第147条、附則第1条の2の3、附則第3条の2第1項及び第3項、附則第4条、附則第5条の6、附則第5条の7第1項、附則第5条の8、附則第5条の10第1項、附則第5条の12第1項、附則第6条の3の4第3項第2号ア及び同号イ並びに同条第9項第2号、附則第6条の5第1項及び第2項、附則第9条、附則第9条の2第1項、附則第10条の4、附則第11条、附則第13条の2、附則第14条第1項及び第3項並びに附則第16条第2項の改正規定並びに第3条の規定 公布の日

(2) 第1条中富山県税条例附則第15条の改正規定及び附則第3条第1項の規定 令和2年1月1日

(3) 第2条の規定（第72条の3の改正規定を除く。）及び附則第6条の規定 令和3年4月1日

(4) 第1条中富山県税条例第5条第4項及び第38条の2の改正規定並びに附則第2条第1項及び附則第3条第2項の規定 令和6年1月1日

(県税事務所の長に対する知事の権限の委任に関する経過措置)

第2条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の富山県税条例（次条第2項において「令和6年1月新条例」という。）第5条第4項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税、個人の市町村民税及び森林環境税について適用し、令和5年度分までの個人の県民税及び個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 令和元年9月30日までに開始した事業年度に係る法人の事業税と併せて賦課され、又は申告される地方法人特別税については、第1条の規定による改正前の富山県税条例第5条第5項の規定は、なおその効力を有する。

(県民税に関する経過措置)

第3条 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の富山県税条例附則第15条第1項から第4項までの規定は、令和2年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和元年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

- 2 令和6年1月新条例第38条の2の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和5年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第4条 この条例による改正後の富山県税条例（以下「令和元年10月新条例」という。）第58条及び附則第5条の4の規定は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

- 2 令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度に係る法人の事業税についての地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の26第1項の規定の適用については、同項中「6倍」とあるのは、「6.3倍」とする。

(自動車税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、令和元年10月新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、令和元年10月1日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

- 2 令和元年10月新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和元年10月1日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和2年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用する。

第6条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の富山県税条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(税務課)

富山県条例第38号

大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例

大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（昭和46年富山県条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1の備考の2中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「行なう」を「行う」に、「こえない」を「超えない」に改める。

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

（環境保全課）

富山県条例第39号

富山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

富山県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表八尾発電所の項中「7,600」を「8,100」に改め、同表上百瀬発電所の項中「640」を「670」に改める。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

（企・電気課）

富山県条例第40号

富山県河川法施行条例の一部を改正する条例

富山県河川法施行条例（平成11年富山県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第23条の2」を「法第23条の2」に改め、同条第2項中「1.08」を「1.10」に改める。

別表の1(1)の表中「1.08」を「1.10」に改める。

別表の1(2)の表中「4,350円」を「4,430円」に、「870円」を「890円」に改

める。

別表の3の表中「173円」を「176円」に、「185円」を「188円」に、「161円」を「164円」に、「95円1銭」を「96円77銭」に、「7円14銭」を「7円27銭」に、「13円7銭」を「13円31銭」に、「9円50銭」を「9円68銭」に、「119円」を「121円」に、「2,376円」を「2,420円」に、「459円」を「468円」に、「83円16銭」を「84円70銭」に、「5,583円」を「5,686円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第4条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の富山県河川法施行条例第4条第1項の許可を受けている者の当該許可に係る土石採取料その他の河川産出物採取料の額については、この条例による改正後の富山県河川法施行条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(河川課)

富山県条例第41号

富山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

富山県建築基準法施行条例(平成14年富山県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「又は」を「若しくは」に改め、「除く。）」の次に「又は横断歩道」を加え、同項第4号中「横断歩道」を削り、同条に次の1項を加える。

- 3 法第3条第2項の規定により第1項の規定の適用を受けない建築物の敷地に係る増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途の変更については、法第3条第3項第3号及び第4号並びに第87条第3項の規定にかかわらず、第1項の規定は適用しない。

第25条第2項各号列記以外の部分中「次の各号」を「次」に改め、同項第2号中

「第 112 条第 14 項第 2 号」を「第 112 条第 13 項第 2 号」に改め、同項第 3 号中「第 112 条第 15 項及び第 16 項」を「第 112 条第 14 項及び第 15 項」に改め、同項第 4 号中「第 64 条」を「第 61 条」に改め、同条第 3 項中「第 112 条第 15 項」を「第 112 条第 14 項」に改める。

第 29 条の見出し中「仮設興行場等」を「仮設建築物等」に改め、同条中「特定行政庁が」を削り、「又は」を「若しくは」に、「仮設興行場等の建築を許可する場合においては」を「許可を受けた仮設興行場等又は法第 87 条の 3 第 5 項若しくは第 6 項の規定により許可を受けた建築物については」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(建築住宅課)